平成２９年（フ）第４３０号
神奈川県座間市緑ケ丘３丁目34番３号　リオーヌ緑ケ丘101号
債務者　鈴木　美紅
1　決定年月日時　平成29年10月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月22日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２９年（フ）第４３３号
相模原市南区相武台３丁目23番５―205号
債務者　滝口　汐利
1　決定年月日時　平成29年10月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月22日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２９年（フ）第３５号
京都府船井郡京丹波町中台大澤23番地９
債務者　崔本鐘淵こと　崔　　鐘淵
1　決定年月日時　平成29年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月22日まで
京都地方裁判所園部支部破産係

平成２９年（フ）第１７号
熊本県阿蘇市黒川1176番地　阿蘇市黒川団地３－１、住民票上の住所熊本県阿蘇市的石1086番地
債務者　鶴本　高広
1　決定年月日時　平成29年10月31日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月26日まで
5　免責審尋期日　平成29年12月26日午前11時30分
熊本地方裁判所阿蘇支部破産係

平成２９年（フ）第４４８３号
大阪市住之江区浜口西１丁目14番12―506号
債務者　大工　るみ
1　決定年月日時　平成29年10月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月27日まで
5　免責審尋期日　平成30年１月12日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４５９７号
大阪市都島区都島南通２丁目１番１―1217号、前住所大阪府東大阪市友井５丁目３番34―203号
債務者　鶴川　亜弓（旧姓木村）
1　決定年月日時　平成29年10月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月27日まで
5　免責審尋期日　平成30年１月12日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第５６号
長崎県雲仙市国見町土黒戊266番地　林アパート
債務者　木場カズ子
1　決定年月日時　平成29年10月31日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月28日まで
5　免責審尋期日　平成29年12月22日午前11時
長崎地方裁判所島原支部破産係

平成２９年（フ）第３７６号
岡山県倉敷市児島下の町９丁目２番22号
債務者　難波　絹代
1　決定年月日時　平成29年10月31日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月４日まで
5　免責審尋期日　平成30年１月11日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第３７７号
岡山県倉敷市児島下の町９丁目２番22号
債務者　難波　克洋
1　決定年月日時　平成29年10月31日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月４日まで
5　免責審尋期日　平成30年１月11日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第２２号
大分県豊後高田市玉津1991番地１　高橋アパート３号室
債務者　橋本　和憲
1　決定年月日時　平成29年10月31日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月４日まで
5　免責審尋期日　平成30年１月11日午後１時50分
大分地方裁判所中津支部破産・再生係

破産手続終結及び免責許可決定

平成２８年（フ）第１０７０号
札幌市東区北47条東14丁目２番10号　マンション誠Ｂ棟Ｂ－１号
破産者　中嶋　　強
1　決定年月日　平成29年10月30日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第２３５号
札幌市西区発寒４条５丁目１番13号　カーサフェリスＡ－１号室、住民票上の住所札幌市西区発寒４条５丁目１番13号　カーサチェリベⅢ　Ａ－１号
破産者　山本　良平
1　決定年月日　平成29年10月30日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第６７２号
札幌市中央区南５条西８丁目９番地２　後楽園ビル1001号、開始決定時の住所札幌市中央区南９条西７丁目１番11号
破産者　冨永　裕美
1　決定年月日　平成29年10月30日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第３１号
愛知県豊川市篠束町郷中８番地12、従前の住所愛知県豊川市松久町１丁目105番地
破産者　山口　敏夫
1　決定年月日　平成29年10月30日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２７年（フ）第５２号
愛知県豊川市寿通２丁目６番地の１　花の樹219号室、開始決定時の住所愛知県豊川市寿通２丁目６番地の１　花の樹
破産者　山口　壽市
1　決定年月日　平成29年10月30日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２８年（フ）第４９３７号
大阪市阿倍野区阿倍野筋３丁目６番８―701号
破産者　江藤　康博
1　決定年月日　平成29年10月30日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部